

京都市告示第 562 号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、次の者を京都市公金収納受託者として、公の施設に係る公金の徴収事務を委託します。

平成18年3月31日

京都市長 榎本 頼兼

京都市公金収納受託者	委託をする徴収事務の内容	委託する期間
財団法人京都市環境事業協会	京都市環境保全活動センターの使用料	平成18年4月1日から 平成21年3月31日

(環境局地球環境政策部地球温暖化対策課)